

\広げよう！/

子どもの権利条約キャンペーン

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。

すべての子どもが生まれながらにして持っている
「子どもの権利」という考え方が、日本であたりまえになるように。
子どものしあわせをみんなで守る社会に、なっていけるように。

さまざまな立場の組織や個人が、力を合わせてその実現を目指します。

#広げよう子どもの権利

\広げよう！/

子どもの権利条約キャンペーン

開始宣言

どの国、どんな家庭に生まれても
そのこがそのこらしく子ども時代を過ごせるように。

子どもにとって何があたりまえであるべきかを世界共通で具体的に決めた
「国連子ども（児童）の権利条約」ができてから 30 年。
その「子どもの権利条約」を守る、と日本が約束してから、今日で 25 年がたちました。

二度と子どもたちをこんなひどい目にあわせたくない、というおとなの反省からできたこの条約。
しかし、日本でも、世界でも、子どもの権利はどこまで実現しているでしょうか？

虐待、体罰、差別、いじめ。
貧困、格差、暴力、紛争。

子どもを巡る状況は、30 年前から前進した部分もあるものの、驚くほど何も変わっておらず、
むしろ残されたままの課題が多いことに、悲しい事件がある度に気づかされます。

「先生、どうにかできませんか？」
親からの暴力をうけている 10 歳の女の子の悲痛な叫びに、誰も応えられなかった現実。
いじめや差別で自死に追いやられる子どもたち。
「子は宝」と口ではいいながら、子どもや子育て中の親に注がれる、社会からの厳しいまなざし。

そんな現状を変えていくための、鍵となるのが、子どもの権利条約だと私たちは思っています。

子どもが一人の人として権利があること、その理解を社会の中で進めていくこと。
子どもの権利条約が大切にしている、
　差別の禁止、
　子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いことをいつも考え行動すること）、
　子どものいのちの権利、
　子どもの意見の尊重・子ども参加、
を、子どもが関わるあらゆる場面で実現できるよう、法整備、教育現場、家庭の中に、
その原則を浸透させていくこと。

そして「みんな違って、みんないい」ことを社会が、
自分が人と違ってもありのまま受け止め、受け入れてもらえるという安心感を、
子どもたち自身が、持てるように。

そのために、私たちは立ち上がりました。

このキャンペーンはこれまで子どもの権利を大切に考え活動をしてきた多くの団体が関わっています。

その団体の活動やイベントに参加して、一緒に学んでみませんか？

子どもの権利を尊重し、子どもの利益を考えて行動する意思決定者（政治家）を選ぶこと、
自分の住むまちを子どもにやさしいまちにしていくこと、そして子どもの権利が守られていない状況に、
「これはおかしい！」と声をあげることも、おとなの出来ることです。

このキャンペーンが、子どもが生きやすい、子どもにやさしい社会を築く新たな一歩になることを願い、
今日ここで「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」の開始を宣言します。

2019 年 4 月 22 日
広げよう！子どもの権利条約キャンペーン　実行委員会

国連子どもの権利条約について

1989年11月20日に国連総会で採択された**「子どもの権利条約」**は、**18歳未満のすべての子どもの権利を守るため**に、世界中の国や地域のおとなたちが集まって、「子どもにとって一番良いことをしよう！」という約束を交わしたものです。**子どもは、一人の人間として権利を持ち、自ら権利を行使できる主体的な存在**だと謳っている重要な条約です。

また条約には、子どもの権利を考えるときには、常に大切にするべき**４つの基本原則**があります。

差別の禁止（第２条）
全ての子どもはどんな理由でも差別されず、すべての権利が保障されます

子どもの最善の利益（第３条）
子どもに関することは「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます

生命・生存・発達の権利（第６条）
子どもの命を守り、能力を伸ばして成長できるよう支援を受ける権利があります

子どもの意見の尊重（第12条）
自由に自分の気持ちや意見を表すことができ、おとなはそれを尊重します

日本政府は1994年４月22日、世界で158番目にこの条約に批准しました。それから29年たった2023年、条約の４つの基本原則などが盛り込まれた**こども基本法**が施行され、**こども家庭庁**が新設されました。

\広げよう！/ 子どもの権利条約キャンペーン とは？

「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、子どもに関する活動を行う団体や個人が連携して、子どもの権利の実現と普及をめざしていくムーブメントです。
「子どもの権利条約」の理念が、国、自治体、家庭などに浸透し、「子どもの最善の利益」を考え、実行できる社会をつくることを目的として、2019年４月にスタートしました。
実行委員会が企画･運営し、賛同団体と共にネットワーク構築、政策提言、啓発等の活動に取り組んでいます。



こども家庭庁大臣表敬訪問による提言書手交と意見交換会（2024.7.8）

キャンペーンがめざしていること

2024年４月から2029年３月末（活動期間の終了予定時期）までに、以下をめざします。

1. 子どもの権利条約の理解が進み、行動が増える。
2. 子どもの権利を保障する総合的かつ包括的な政策が実行される。
3. 子どもコミッショナー制度（子どもの声を反映させ、子どもの権利の保護・促進のために必要な法整備や制度改善を促すための国から独立した第三者機関）が実現される。

主な活動

政策提言

子どもの権利を基盤とした政策が実現されるよう、提言や働きかけを行います。また「子どもメガホンプロジェクト」で子どもたちと共に子どもの声を政策決定者に届けます。

啓発・広報

イベント開催や「講師・アドバイザー派遣」、広報を通じて、子どもの権利についての理解や実践を学びあう機会づくり、キャンペーンの活動等の情報発信を行います。

ネットワーク構築

毎年開催されている「子どもの権利条約フォーラム」への開催・参加等を通じて、子どもの権利に関わる市民団体や個人とのネットワーキング、実践交流を行います。

参加方法

キャンペーンは、実行委員会およびキャンペーン賛同団体（NPO、企業、個人を含む）で実施します。賛同団体として申し込みいただくと、活動に参加できるほか、自団体の活動を賛同イベントとして登録することができます。詳しくは、ウェブサイトの企画書・ガイドラインをご覧いただき、ウェブサイトのフォームよりお申込みください。また、活動を寄付（賛同金）で支援いただける企業、団体も募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

＼New!／
もっと知りたい子どもの権利
https://crc-campaignjapan.org/kodomonokenri/

Facebook
https://www.facebook.com/pg/644729845972310/

X（旧Twitter）
https://x.com/hirogeyou_crcc

キャンペーンウェブサイト
https://crc-campaignjapan.org/

Members

主催　「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」実行委員会
IPA（子どもの遊ぶ権利のための国際協会）日本支部、認定 NPO 法人 ACE 、一般社団法人 Everybeing、認定 NPO 法人 CAP センター・JAPAN、認定NPO法人国際子ども権利センター(C-Rights)、NPO法人子どもの権利条約総合研究所、子どもの権利条約ネットワーク(NCRC)、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（SCJ）、一般社団法人TOKYO PLAY、認定NPO法人PIECES、認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（FTCJ）、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ）（あいうえお順、計12組織）

賛同団体・個人　209組織・法人、個人51名
詳しくはウェブサイトをご覧ください ▶ https://crc-campaignjapan.org/member/

共同代表　野村武司（子どもの権利条約総合研究所共同代表／東京経済大学教授／獨協地域と子ども法律事務所弁護士）、喜多明人（子どもの権利条約ネットワーク代表／早稲田大学名誉教授）、甲斐田万智子（国際子ども権利センター代表理事）

アドバイザー　尾木直樹（教育評論家）、汐見稔幸（東京大学名誉教授／白梅学園大学名誉学長）、坪井節子（弁護士）、平野裕二（子どもの人権連代表委員）

後援　公益財団法人 日本ユニセフ協会

助成　公益財団法人 トランスコスモス財団

（2026年４月１日現在）

本印刷物は、西武信用金庫「2025年度地域みらい助成金バリュー100」の助成を受けて製作されました。

事務局・お問い合わせ先

認定 NPO 法人 ACE（エース）
E-mail：childrights@acejapan.org
ウェブサイト：https://crc-campaignjapan.org/

子どもの権利条約ネットワーク
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1
TEL＆FAX：03-3724-5650　E-mail：info@ncrc.jp
ウェブサイト：http://www.ncrc.jp/